

# 官報号外

平成二十年六月四日

## ○国第一百六十九回 参議院会議録第一十四号

平成二十年六月四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成二十年六月四日

午前十時開議

第一 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会松岡徹君外五名発議)

第二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第三 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
一、少年法の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、  
少年法の一部を改正する法律案について、提出

者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ござ

平成二十年六月四日 參議院会議録第一十四号  
議事日程追加の件 少年法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

層の保護等を図るため、少年法を改正し、所要の法整備を行おうとするものでございます。この法律案の要点を申し上げます。  
第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度を創設するものです。すなわち、家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をしきた者に対し、これを傍聴することを許すことがあります。

第二は、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するものです。

すなわち、少年保護事件の被害者等には、原則として、記録の閲覧又は謄写を認めることとするとともに、閲覧又は謄写の対象記録の範囲を拡大し、非行事实上に係る部分以外の一定の記録についても、その対象とすることとしております。

第三は、被害者等の申出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹をもその対象者とするものです。

第四は、成人の刑事事件に関して、少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査又は審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八条を削除するものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして、

刑法事件に、より適切に対処するため、その裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管することが必要であるとの指摘がかねてからなされておりま

す。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして

おります。

これが付さなければならぬものとすること、十

二歳未満の少年に係る事件を傍聴の対象から除外することのほか、家庭裁判所が被害者等に対し審

判の状況を説明すること、この法律の施行後三年を経過した場合の検討規定を設けること等を内容とする修正が行われております。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

松浦大悟君

○松浦大悟君 登壇、拍手

私は 民主党・新緑風会・国民新・日本の松浦大悟でございます。

ただいま議題となりました衆議院送付の少年法の一部を改正する法律案について質問いたします。

このたび、衆議院において民主党の主張に沿つて修正合意がなされたことは、去年の参議院選挙における与野党逆転の効果の一つとも言えます

が、与党も真摯に我々の主張に耳を傾け、丁寧に議論を重ねた結果であり、これは国民にとっても大変喜ばしいことであると思います。

我が会派は、ほかにも、後期高齢者医療制度の廃止や農業者戸別所得償償制度、年金問題など国民から期待の強い提案を数多くしてきました。是非とも、そのすべてを今回と同じくそのまま取り入れていただきたいと思います。

さて、本法案で一番問題となるのが、少年審判における被害者等の傍聴です。

犯罪被害者等基本法に明記されているとおり、

被害者等による少年審判の傍聴に関し、少年の健

全な育成を妨げるおそれがないことを判断基準と

して明示すること、傍聴する者の座席位置等につ

いての配慮規定を設けること、傍聴を許すには弁

なつていることから、その基準、考慮事情は厳格

であるべきであり、政府原案では不十分だと考えます。

一方、自民党、公明党、民主党、三党提案の修正案は、少年の健全育成という少年法の理念を判断基準として明記し、傍聴の可否の要件を明確にしている点で評価できるのではないかと思われます。

この立場に立ち、原案提出者である法務大臣に、まず修正案についての基本認識について質問いたします。

今回の法改正は、犯罪被害者基本法を始めとした犯罪被害者に対する支援や権利の保護のための法整備の一環だと承知しております。犯罪被害者や御遺族が立ち上がるまで、これまで司法や法曹界も国民も我々政治も犯罪被害者に目を向けてこなかつた、このことは改めて率直に反省すべきだと思つています。

その観点から質問いたしますが、今回衆議院においてなされた修正により、犯罪被害者等に対する支援や権利の保護が一歩たりとも後退するものではないことを法務大臣に確認したいと思ひます。

次に、文部科学大臣に伺います。

今まで犯罪被害者がないがしろにされてきたのは、日本の法学教育そのものに問題があるからという声もあります。刑法、刑事訴訟法、刑事政策の授業で、被疑者、被告人、受刑者の処遇問題については事細かに教わりますが、被害者学は選択科目になつていて、ほとんど重視されていません。それでも授業があればまだましで、ないところも多いと聞きます。これでは法曹関係者の関心が犯罪被害者等に行かないのは当然です。被害者が犯罪被害者等に行かないのは、被疑者への認識が足りなかつた、間違つていたと一言言つてほしいのに、それさえ言えるような教育を受けていたのです。

私は法学の体系を見直すべきだと考えますが、大臣の考え方をお聞かせください。

一方、今回の改正により、少年審判の場が少年審判の場が少年

法の本理念である少年の健全育成、更生から変貌し、少年に対する糾弾の場になるのではないかという懸念の声も聞かれます。

平成十二年十一月、昭和二十四年に施行され以来、実に五十年ぶりに少年法が改正されました。その背景には体感治安の悪化がありました。犯罪白書によりますと、戦後、少年犯罪は二回のピークがあつたものの、一貫して減り続けており、増加も凶悪化もしていません。にもかかわらず、あたかも少年犯罪が増えているかのようなメディアによるあおり報道が国民の不安とセキュリティー的関心を高めていました。その結果、教育を通した更生ではなく、ルールに基づいた厳罰化を望む声が大きくなつていつたのです。

今回の法改正は、こうしたレールの延長線上に位置付けられるものなのでしょうか。政府は、少年法の精神を支える国親思想、国が親に代わつて保護するという理念であるバランス・パトリックから、もはや距離を置く方向で少年法を考えているのでしょうか。法務大臣の所見をお聞かせください。

続いて、本法案についての衆議院本会議、法務委員会での審議の中で、法務大臣の発言が二転三転する、あるいは法務省の政府参考人の説明と食い違いを見せる場面が幾度もありました。本法案のなかめとなる部分で法務大臣の発言にぶれがあることは、大変ゆきき事態と考えます。

以下、法務大臣の三つの発言について確認させていただいた上で、法案の内容についてお聞きいたします。

まず第一に、少年の健全育成を目的に掲げる少年法においては、少年審判は、少年法第二十二条第一項において、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならないと規定されており、同条二項で非公開原則が取られております。今回の改正案により、被害者等の傍聴がこの非公開原則との関係で問題になります。

法務大臣は、衆議院の本会議の答弁で、少年審

判が非公開とされた趣旨からすると、被害者等による傍聴を非公開の例外として認めるにしてもと答弁されており、原則非公開、例外として被害者等に傍聴を認める答弁しています。ところが、法務委員会の質疑では、役所が書いた答弁書を見た。その背景には体感治安の悪化がありました。直しておけばよかつた、例外という書き方は良くないともおっしゃっています。結局のところ、どのようなお考えなのでしょうか。正確な答弁をお願いいたします。

第二に、法務大臣は、傍聴の申出が被害者からあつた場合は原則許可するが、きめ細かく配慮してみたら例外的に認めないとあると発言をし、その後、原則と例外という言い方は適当でなかつたなども、傍聴となるべく広く認めたとしても発言しています。実際の運用上、大変大きな問題です。政府案の趣旨はどちらですか。法務大臣にお聞きいたします。

被害者等の傍聴の許可、不許可などは個々の裁判所が判断することではあります。法務大臣の言葉となれば、当然、各家庭裁判所の判断に影響を及ぼすことも考えられます。法務大臣の発言は、御自身の気持ちを気ままに表現しただけで一つ拘束力はないが、法務大臣として家庭裁判所への影響を念頭に置いた上で発言なのか、お答えください。

第三は、モニター視聴の可否についてです。

法務大臣は衆議院の本会議の答弁の中で、ある程度慎重でなければならない、例えばモニターという機械を使うと、それが失敗して広がつてしまふということもおそれなければなりませんと発言しています。続いて、衆議院法務委員会では、本会議では意味が分からず答弁してしまつたと書くによるものでした。

修正案では説明という文言が入っていますが、通知や文書ではなく説明が加わったことにより運用上どのように変わると考えられているのか、法務大臣のお考えをお聞かせください。

また、被害者等の傍聴が許されなかつた場合、この説明を通して被害者側等の事件の真相を知りたいという願いにこたえていく趣旨と解してよろしいでしょうか。

説明する側は、犯罪被害者等基本法の趣旨のつとり説明に当たるべきと思われます。間違つても被害者等に對して二次被害を負わせるような対応をすることがないよう、この点、ある意味、特殊な専門的技能が必要とされます。冒頭にも触れた、懇切を旨として和やかに行うのは、加害少

次に、修正部分についてお聞きいたします。修正案の第二十二条の五では、被害者等の審判の傍聴を許すには、あらかじめ弁護士である付添人が意見を聽かなければならないと規定されています。被害者等の傍聴の少年の心身に与える影響が非常に大きいことから、家庭裁判所が付添人の意見をあらかじめ聞くという慎重さが必要だと私も思います。

三項では、少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは付添人を付けなくてよいと規定されています。例えば、少年は付添人を希望していても保護者は不要だと言う場合、また、その反対など、両者の意見が違う場合はどうなるのでしょうか。法務大臣の御見解をお伺いいたします。

修正案では、家庭裁判所の被害者等への説明が明記されています。被害者等が事件の真相を知りたいと思うのは当然のことです。

審判の状況などについては、これまで、少年法第三十一条の二により、家庭裁判所が少年事件について終局決定を行つた場合には、被害者等の申出を受けて、少年の氏名、主文の理由の要旨などを通知することになりますし、記録の閲覧、謄写という制度もありますが、あくまでも文書によるものでした。

修正案では説明という文言が入っていますが、通知や文書ではなく説明が加わったことにより運用上どのように変わると考えられているのか、法務大臣のお考えをお聞かせください。

また、被害者等の傍聴が許されなかつた場合、この説明を通して被害者側等の事件の真相を知りたいという願いにこたえていく趣旨と解してよろしいでしょうか。

説明する側は、犯罪被害者等基本法の趣旨のつとり説明に当たるべきと思われます。間違つても被害者等に對して二次被害を負わせるような対応をすることがないよう、この点、ある意味、特殊な専門的技能が必要とされます。冒頭にも触れた、懇切を旨として和やかに行うのは、加害少

年に對してだけでなく、被害者に對してはそれなりに懇切に説明することが必要になるかと思われます。この点、法務大臣としてどのように運用されることを期待されるか、お答えください。

私たちが本当に犯罪不安を解消しようと思うのなら、厳罰化ではなく、むしろこうした保護主義こそ合理的だと言えます。一時期厳罰化に振れたアメリカは、こうした反省に立ち、今再び保護主義に戻つてきています。

少年が社会とのかかわりをキープするためのリアルな処遇の仕方を社会全体で考えていかなければならないと決意を表明し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

卷之三

國務大臣鳩山邦夫君登壇 招手

講話などにおける加害者・被害者・調停会議等二二二一  
ジーランドなどにおける家族集団会議型などが行  
われています。日本では、少年事件などで被害者  
と加害者の対話を促すプログラムが民間団体に  
よつても行われ始めています。

少年審判という限られた場面のみではなく、少  
年院を退院した後も含めた長いスパンで、そし  
て、被害者の物理的支援のみでなく、最も難しい  
心のいやしつについても政府が責任を持つて支援し  
ていくべきと考えます。

たゞ、このような修復的司法にも留意する点があります。

修復的司法は、国家による内面的介入を擁護することにもつながるからです。被害者が許していないことを理由に、罪刑法定主義に反して永久に閉じ込めおくことがあつてはなりません。いかに国家による心への介入を排し、民間のNPOを育てていくかが修復的司法のポイントとなります。早急に諸外国のシステムなどを調査研究し、日本での導入、拡充、関係NPOの支援などを政府として取り組むべきだと考えます。この点、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

刑事司法は、本来、国家と加害者の関係を規律したものです。これとは別枠で、被害者の心のケア、加害者との関係の修復など、よりきめ細かな被害者救済、被害者の被害回復支援のシステムを体系的に構築すべきだというのが私の考えです。社会との接触がなくなればなくなるほど、少年が犯罪にかかる再犯率は高くなります。もし、

私たちが本当に犯罪不安を解消しようと思うなら、厳罰化ではなく、むしろこうした保護主義こそ合理的だと言えます。一時期厳罰化に振れたアメリカは、こうした反省に立ち、今再び保護主義に戻つてきています。

少年が社会とのかかわりをキープするためのリアルな待遇の仕方を社会全体で考えていかなければならぬと決意を表明し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山邦夫君) 衆議院における修正が被害者等支援の在り方に与える影響についてお尋ねがありました。この法律案は少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るためにものでございまして、衆議院においてそのような趣旨を踏まえた修正が行われたわけでありますから、決して後退するものではありません。

今回の法改正の趣旨等についてお尋ねがありました。

先ほど述べましたとおり、今回の法改正は少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るものであつて、厳罰化とは趣旨が異なるものと考えております。

国親思想についてお触れになりました。

我が国の少年法は、基本的に国親思想が入つてゐるわけでございましょう。今回の法改正においても、国親思想を背景に定められた少年法の目的、すなわち少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正や環境の調整に関する保護処分を行うという点については全く変わりがないと思つております。

大変いい御質問でございましたが、若干、私の衆議院での発言について誤解があるようでございまして、比較的丁寧に申し上げますが、言わば少年審判というのは非公開少年審判は非公開の原則は崩れおりません。その中で、被害者あるいは遺族が傍聴をしたいという事柄はあくま

でも例外でございます。その例外の中でどの程度傍聴を認めるかは、きめ細かな一つ一つの裁判体の判断するところであります。私は、そもそも我々国議員は犯罪のない世の中、凶悪犯罪の少ない世の中をつくることが我々の共通の目的であろうと思つておりますが、今までの我が国の法律やあるいは行政の中で、犯罪の被害者やその遺族、その尊厳や立場、あるいは経済的な困窮等も含めて余りに厚く見られていました。そういう反省に立つて犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等基本計画が作られており、その一環として少年審判においても傍聴を認めようという、その被害者をもつとその尊厳を重く見ようという大きな目的が今回の少年法改正の根底にあるということを御理解をいただきたいと思います。

現行法上、少年審判は非公開とされ、被害者であつてもその傍聬は認められていませんでした。しかしながら、被害者からは審判におけるやり取りを自らその場で直接見聞きして、その具体的な状況について十分な情報を得たいとの強い御希望が示されていることから、犯罪被害者等基本法の趣旨等にかんがみて、新たに被害者あるいは遺族について傍聴を認めることとするものでございました。

審判の傍聬は原則として認めるものかどうかについてお尋ねがありました。

今回の法律案では、傍聬を認めるかどうかの判断をするに当たっては、裁判所が少年の年齢や心身の状態を考慮し、きめ細かくその相当性を判断する枠組みとしております。また、修正によつて、付添人、弁護士たる付添人の意見を聞くといふ仕組みも導入をされたわけでございまして、個別の事案について、裁判所がその枠組みに従つて適切に判断していくことであろうと思います。

傍聴の許可の判断に関する私の発言についてお尋ねがありました。

私は、政治家として被害者の保護あるいは被害者の尊厳を重んじるという強い思いをしばしば述べまいりました。しかしながら、基本的には少

年法を所管する法務大臣として答弁をしておりまして、傍聴の許可に關しても、それぞれの裁判体が先ほど申し上げたような事情を判断をして、きめ細かく判断をして傍聴を認めるか認めないと決めていくであろうと考えております。

モニターによる少年審判の傍聬についてお尋ねがありました。

本法律案においては、被害者等がモニターによる傍聬を希望してもこれを認めることはできないと考えております。これは、恐らく法制審でも様々な意見があつたと思つております。

先ほど松浦議員がお触れになつたのは、モニターによる傍聬を、それは厳重に管理すればいいわけですが、機械を通してみると、もし、よほど悪意があることを最初からたぐらむ人間がいれば別でしませんけど、いなければいいことと思ひますが、結局この機械の妙な操作でそれが外に漏れるということが絶対ないような仕組みを考えなければいけないということだらうと思います。

このモニターによる傍聬を認めない理由は、モニターによる傍聬であつても、被害者等から見られてるという点では少年に対する影響に大きな違いはない、こういう指摘がなされております。したがつて、本法律案ではこれを採用しなかつたのですが、しかし、法案審議の過程で、モニター傍聴を認めるべきであるという意見が衆議院で相当数寄せられました。したがつて、今後その導入の当否については幅広い検討を行つていただく、こう考えております。

修正案によれば、少年及び保護者が付添人を不要とする意思を明示したときには付添人は付さないとなつておりますが、少年と保護者と両方が付添人は要らないと言つたときには付添人を付さないわけでありますし、意見が異なつて、どちらかが付添人は必要であると、こういうふうにおつりました。

修正案に基づく国選付添人の要否に關し、少年と保護者の意見が異なる場合についてお尋ねがありました。

しゃれば、当然付添人は付けるという形になると  
思います。

修正案に基づく被害者等に対する説明制度につ

いてお尋ねがありました。

記録の閲覧とか謄写の制度や審判結果の通知制度を適切に運用することが重要であることは言うまでありません。これらの制度に加えて、修正案によつて、家庭裁判所において被害者等にその審判の状況を説明する制度が設けられることにより、審判の状況について十分な情報を得たいといふ被害者等の御要望に対し、より一層配慮が図られるものと考えております。

すなわち、家庭裁判所が被害者あるいは被害者の遺族の痛切な思い、例えば最愛の御家族を失つたというような事件等がありますと仮定すれば、家庭裁判所ができるだけ温かく被害者あるいは遺族にその説明をするべきだというふうに考えております。

では、傍聴が許されなかつた場合はどうかといふことであります。傍聴が許されなかつたような場合を含めて、被害者から申出がなされた場合には、家庭裁判所において適切に対応されることが、すなわち懇切丁寧な説明がなされるものと思つております。

修正案に基づく説明制度の運用の在り方でございますが、同制度に関する具体的な事項についてお聞きになります。これは我々の仕事というよりは最高裁判所において必要な検討がされることとなるであろうと思つております。

いわゆる修復的司法については、その概念自体が必ずしも一義的に定まつてゐるわけではありませんが、家庭裁判所において修正案の趣旨にのつとつて適切な運用が図られるものと考えております。

修復的司法については、その概念自体が必ずしも一義的に定まつてゐるわけではありませんが、家庭裁判所において修正案の趣旨にのつとつて適切な運用が図られるものと考えております。

我が国の刑事手続においては従来からそのようないわゆる修復的司法についてお尋ねがありまし

観点から様々な配慮が行われ、矯正や保護の分野においても、被害者の視点を取り入れた教育あるいは被害者に配慮した処遇が行なわれているところ

でございまして、例えば、少年院にいる少年が被

害者に手紙を書くとかあるいは会つて謝罪をする

とか、そういうような仕組みもつくられておりま

して、これは是非前に進めていきたいと思つてお

ります。

以上でございました。ありがとうございました。

(拍手) [國務大臣渡海紀三朗君登壇、拍手]

○國務大臣(渡海紀三朗君) 松浦議員から犯罪被

害者に係る法学教育についてお尋ねがございまし

た。

御指摘のあつた被害者学については、新しい分野でございまして、御指摘のとおり、大学における取組はまだ必ずしも十分な状況にあるとは言え

ないというふうに思いますが、各大学において

は、例えば被害者学、被害者と法などの科目を開

設をされておりまして、犯罪被害者の法的地位や

損害の回復方法、被害者支援活動における課題等

を考察するなどの取組が進められつつあるのが現

状でござります。また、被害者学について専門的

に学ぶ研究科を設置する大学や、犯罪被害者の支

援を取り組む法科大学院も出てきているところでございます。

大学における開設科目というものは、一義的に

は各大学の自律性や自主性に基づいてそれぞれの

創意工夫を生かしつつ行なわれるというものであろ

うと考えておりますが、今回の少年法の改正など

を契機に、この学問分野が発展をしていくとともに

に、各大学における被害者に関する教育がより一

層充実していくものと考えているところでござい

ます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたし

○議長(江田五月君) 日程第一 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会松岡徹君外五名発議)

日程第一 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

法務委員長遠山清彦君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○遠山清彦君 (遠山清彦君登壇、拍手)

〔遠山清彦君登壇、拍手〕

○遠山清彦君 ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の

録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公

判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一

覧表の開示等を行なうとするものであります。

委員会におきましては、裁判員制度下における

取調べ可視化の効果、全面可視化による真相解明

阻害のおそれ、全面可視化と多様な捜査手法導入

のバランス、可視化の試行の結果と裁判員裁判への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聽取いたしましたところ

、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党

の仁比委員より本法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表いたしまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律においては、性別の取扱いの変更の審判の要件として、性同一性障害者であることのほか、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないことと、現に子がないこと、生殖不能の状態であることを規定しております。これらのうち、「現に子がないこと」とするいわゆる子なし要件は、子がいる性同一性障害者にも性別の取扱いの変更を認めた場合には、親子関係などの家族秩序に混乱を生じたり、子の福祉に影響を及ぼしかねないなどとする議論に配慮して設けられたものであります。これに対しては、子がいる性同一性障害者等から法改正の要望が出されている一方、その家族の一部からは慎重な検討を求める意見も出ているところであります。

本法律案は、以上のことを踏まえ、子の福祉に配慮しつつ、子がすべて成年に達している場合に性別の取扱いの変更を認めようとするものであります。

性別の取扱いの変更の審判の要件のうち、障害者等から法改正の要望が出されている一方、その家族の一部からは慎重な検討を求める意見も出しているところであります。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から起算して六月を経過した日とするところ

「現に子がないこと」を「現に未成年の子がないことに」に改めることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の

日から起算して六月を経過した日とするところ

に、性別の取扱いの変更の審判の制度について、改正後の法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨の規定を置いております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

まず、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

【投票開始】

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長（江田五月君）投票終了  
投票の結果を報告いたしま

投票總數

賛成　反対　よつて、本案は可決されました。  
(拍手) 九十 百二十

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君） 次に、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) [投票終了] 投票の結果を報告いたしま

投票総数	三百二十一
賛成	三百二十一
反対	一
(拍手)	○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)　日程第三　信用保証協会法の一部を改正する法律案　日程第四　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案　日程第五　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○山根隆治君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、信用保証協会法の一部を改正する法律案は、信用保証協会の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図ろうとするものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、信用保証協会による中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図ろうとするものであります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の資金調達の円滑化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、中小企業金融をめぐる諸問題、信用保証協会におけるガバナンスの在り方、中小企業の創業や再生における課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。  
なお、信用保証協会法の一部を改正する法律案  
に対して附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。（拍手）

反対して、本案は全会一致をもつて可決されました。○  
拍手)

○議長(江田五月君) 日程第六 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長関口昌一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(閔口昌一君登壇、拍手)

投票の結果を幸運にして下さい。

二二十一  
十二  
賛成 反対 一二〇、同上。〔七八三〕（白川）

よこて  
両案に口承されおました（拍手）

する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の職務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の業務、資格要件等に関する規定を整備するものであります。

○議長(江田五月君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

○議長(江田五月君)投票の結果を報告いたしました。

投票總數  
贊成  
二百二十五  
二百二十五

平成二十年六月四日 参議院会議録第二十四号

官 報 (号 外)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) [投票開始] 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

す。  
皮膚癌

中華書局影印  
新編增補古今圖書集成

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたし

ます  
午前十時四十九分散会

—

出席者は左のとおり。

議員 副議長 山東 昭子君

山下 芳生君  
森田 高君  
舟山 風間直樹君  
康江君

紅智子君  
轟木和治君  
横峯良郎君

仁比聰平君  
室井邦彦君

青木 愛君  
大門実紀史君  
松岡 井上哲士君  
徹君

津田弥太郎君  
水岡俊一君  
犬塚直史君  
藤本祐司君

市田忠義君  
小池晃君

卷之三

岩本	元季	櫻井	浅尾慶一郎君	渡辺	秀央君	山下八洲夫君	藤田	幸久君
司君	マルチ君	充君	一川	保夫君	廣中和歌子君	千葉	内藤	佐藤
			羽田雄一郎君	柳田	植松恵美子君	景子君	正光君	公治君
			前田	武志君	梅村	松浦	木俣	佳丈君
			石井	稔君	水戸	大悟君	増子	輝彦君
友近	篠瀬	北澤	山根	柳澤	川合	梅村	高橋	千秋君
	直嶋	藤原	神本	芝	金子	柳田	田名部	匡省君
	池口	正司君	美恵子君	尾立	孝典君	大河原	トミ子君	岡崎
			尚子君	源幸君	雅子君	雅子君	中谷	トミ子君
			大石	博一君	金子	惠美君	平山	智司君
			今野	東君	柳澤	惠美君	大島	九州男君
			足立		大河原	健君	久志君	幸司君
			足立		金子	眞勲君	德永	
			足立		柳澤	健君	牧山	
			足立		芝	健君	ひろえ君	
			足立		尾立	源幸君	藤原	
			足立		尾立	尚子君	谷岡	
			足立		尾立	東君	郁子君	
			足立		尾立		那谷屋正義君	
			足立		尾立		藤木	
			足立		尾立		前川	
			足立		尾立		清成君	
			足立		尾立		藤木	
			足立		尾立		中村	
			足立		尾立		建三君	
			足立		尾立		哲治君	
			足立		尾立		敦子君	
			足立		尾立		正夫君	
			足立		尾立		峰崎	
			足立		尾立		小川	
			足立		尾立		勝也君	
			足立		尾立		福山	
			足立		尾立		櫻葉賀津也君	
			足立		尾立		中林	
			足立		尾立		哲郎君	
			足立		尾立		敦子君	
			足立		尾立		正夫君	
			足立		尾立		吉川	
			足立		尾立		沙織君	
			足立		尾立		正光君	
			足立		尾立		武夫君	
			足立		尾立		東君	
			足立		尾立		吉川	
			足立		尾立		斎君	
			足立		尾立		大石	
			足立		尾立		平田	
			足立		尾立		工藤堅太郎君	
			足立		尾立		平田	
			足立		尾立		友近	

水落	岡田	川田	米長	林	龍平君
西島	橋本	松下	武内	久美子君	晴信君
	河合	岸	龜井亞紀子君	新平君	
	川口	神取	中山	恭子君	
		儀崎	中川	雅治君	
		佐藤	広田	陽悅君	
		丸山	鈴木	一君	
		佐藤	主濱		
		小川	了君		
		谷川	衛藤		
		秋元	辻		
		藤井	森		
		荻原	ゆうこ君		
		小池	松村		
		松田	龍二君		
		藤井	秀善君		
		岩夫君	博行君		
		孝男君	敏夫君		
		正勝君	一郎君		
		司君	健司君		
		和也君	正久君		
		信秋君	順子君		
		陽輔君	信夫君		
		忍君	常則君		
敏栄君	直樹君	聖子君			

行田	邦子君	大久保潔重君
田中	康夫君	姫井由美子君
		長谷川大紋君
		富岡由紀夫君
蓮	筋君	長谷川憲正君
野村	哲郎君	自見庄三郎君
山本	一太君	平野 達男君
大塚	耕平君	高嶋 良充君
亀井	郁夫君	市川 家西
市川	一朗君	高嶋 彰君
家西	悟君	中曾根弘文君
市川	一朗君	山本 順三君
家西	悟君	小泉 昭男君
亀井	郁夫君	二之湯 智君
高嶋	良充君	山田 俊男君
大塚	耕平君	石井みどり君
亀井	郁夫君	石井 準一君
市川	一朗君	未松 信介君
家西	悟君	坂本由紀子君
亀井	郁夫君	北川イツセイ君
高嶋	良充君	田村耕太郎君
大塚	耕平君	松村 祥史君
亀井	郁夫君	鶴保 健介君
高嶋	良充君	椎名 一保君
大塚	耕平君	加納 時男君

議員派遣中の議員 相原久美子君	中村 博彦君	河井 克行君	岸田 文雄君	鳩山 邦夫君	渡海紀三郎君	岩永 浩美君	魚住裕一郎君	中川 義雄君	山下 栄一君	渕上 貞雄君	吉田 博美君	関口 昌一君	西田 征治君	山本 洋子君	鴻池 哲朗君	矢野 祥肇君	伊達忠一君	林鉢政二君
副大臣	法務副大臣	法務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	
時代理	経済産業大臣臨	文部科学大臣	文部大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	
	荒木 清寛君	岩城 光英君	木庭健太郎君	松井 あきら君	遠山 清彦君	加藤 修一君	松山 政司君	有村 治子君	浜田 昌良君	福島みづほ君	岡田 広君	牧野たかお君	西田 実仁君	山谷えり子君	南野知恵子君	吉村剛太郎君	青木 幹雄君	
	荒木 清寛君	岩城 光英君	木庭健太郎君	松井 あきら君	遠山 清彦君	加藤 修一君	松山 政司君	有村 治子君	浜田 昌良君	福島みづほ君	岡田 広君	牧野たかお君	西田 実仁君	山谷えり子君	南野知恵子君	吉村剛太郎君	青木 幹雄君	



官 報 (号 外)

議院運営委員	西田 昌司君	丸山 和也君	中村 博彦君	丸山 和也君
辞任	補欠	相原久美子君	鷗淵 洋子君	山本 博司君
丸川 珠代君	佐藤 信秋君	南野知恵子君	佐藤 信秋君	西田 昌司君
義家 弘介君	南野知恵子君	鷗淵 洋子君	鷗淵 洋子君	丸山 和也君
山本 博司君	鷗淵 洋子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。
同日議員から次の質問主意書が提出された。	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一三六号)	市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一三六号)	市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一三六号)	市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一三六号)	市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一三六号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	中国からのパンダ貸与に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	中国からのパンダ貸与に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	中国からのパンダ貸与に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	中国からのパンダ貸与に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)
日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)	日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号)
静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)	静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)	静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)	静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)	静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)
同日議長は、一日のアリ・ラジヤニ・イラン・イスラム共和国国會議長就任に際し、同議長宛祝辭を発送した。	同日議長は、一日のアリ・ラジヤニ・イラン・イスラム共和国国會議長就任に際し、同議長宛祝辭を発送した。	同日議長は、一日のアリ・ラジヤニ・イラン・イスラム共和国国會議長就任に際し、同議長宛祝辭を発送した。	同日議長は、一日のアリ・ラジヤニ・イラン・イスラム共和国国會議長就任に際し、同議長宛祝辭を発送した。	同日議長は、一日のアリ・ラジヤニ・イラン・イスラム共和国国會議長就任に際し、同議長宛祝辭を発送した。
昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	辞任	補欠	補欠	補欠
神本美恵子君	鈴木 寛君	米長 晴信君	大久保潔重君	相原久美子君
武内 則男君	相原久美子君	尾辻 秀久君	西岡 武夫君	足立 信也君
藤本 祐司君	石井 一君	鈴木 政二君	山本 栄一君	水岡 俊一君
鈴木 政二君	足立 信也君	水岡 俊一君	丸川 珠代君	森 ゆうこ君
風間 裕君	厚生労働委員	足立 信也君	山本 栄一君	水岡 俊一君
鈴木 寛君	西岡 武夫君	鈴木 政二君	丸川 珠代君	水岡 俊一君
足立 信也君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	山本 栄一君	木庭健太郎君
牧山ひろえ君	足立 信也君	足立 信也君	足立 信也君	足立 信也君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)
内閣提出案を受領した。	外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)	外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)	外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)	外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)
内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)	少年法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)	少年法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)	少年法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)	少年法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)







者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会の業務に、債務の保証に基づき求償権を

取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に対する債権の譲受け等を加えるとともに、信用保証協会の債務保証業務に関する情報の提供等を行う保証業務支援機関の制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 各信用保証協会における再生支援等新たな業務の実施に際しては、中小企業をめぐる各地域の実情や各協会の業務の状況等も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会、地域の金融機関等との緊密な連携体制を構築するとともに、事業再生に関する専門人材の育成・確保や審査能力の向上に努めること。

また、各協会の財政状況の健全性の確保に保障が生じることのないよう、業務の実施状況について適切な検査や指導監督を行うなど、適宜フォローアップに努めること。

二 信用保証協会による債権の譲受け業務等の実施に当たっては、対象とする中小企業者の要件を具体的かつ明確に定めるとともに、譲受け等の価格については、合理的な基準に基づいて公正に決定すること。

三 信用保証制度の不正利用や詐欺的行為が続いている事態を重く受け止め、これらの行為を未然に防止するため、警察及び金融庁等関係省

廳との連携を一層緊密に行うこと。

また、保証に係る情報を共有する保証業務支援機関制度については、情報が適正に管理され、その提供が効果的に行われるよう早急に体制を整備すること。

四 信用保証協会に関しては、いやしくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等に努めること。また、信用保証協会のガバナンスの一層の強化が図られるよう、適切な指導・監督を行うこと。

五 最近の中小企業を取り巻く環境が悪化していることを踏まえ、中小企業の資金調達の円滑化を一層図ることが重要であることにかんがみ、信用補完制度の持続的な財政基盤の強化のための十分な対策を講じること。

右決議する。

信用保証協会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第六節 監督(第三十三条—第三十六条)

第三章 保証業務支援機関(第三十七条—第四十一条)

第四章 雑則(第四十七条—第五十三条)

第五章 罰則(第五十四条—第五十八条)

附則

〔第二章 設立〕を削る。  
第一条の次に次の章名及び節名を付する。  
第六条の前に次の節名を付する。

〔第二章 設立〕  
第一節 通則  
第二章 信用保証協会

第六条の前に次の節名を付する。

〔第二章 設立〕

第一節 通則

第六

官報 (号外)

中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資。

第二十条に次の二項を加える。

3 協会は、前項第二号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。

4 この条において「中小企業者」とは、協会の主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域を越えない区域(以下この項において「協会の区域」という。)内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者で、定款で定めるものをいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、協会の区域内に住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内において勤労に従事する者で、定款で定めるものをいう。

〔第五章 解散及び清算〕を削る。

第二十三条の前に次の節名を付する。

第五節 解散及び清算

第三十三条の前に次の節名を付する。

第六節 監督

第四十二条を第五十八条とする。

第四十一条第一号中「この法律」を「第二章」に改め、同条第五号中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を第五十七条とする。

第四十条第一項中「従業者」の下に「又は支援機関の役員若しくは職員」を加え、同項第二号中「第二章」を削る。

三十五条规定第一項の下に「又は第四十三条第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十条第二項中「従業者」の下に「又は支援機関の役員若しくは職員」を「業務」の下に「又は支援業務」を、「その協会」の下に「又は支援機関」を加え、第八章中同条を第五十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

第五十四条 第四十条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十六条第一項の規定による支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八章を第五章とする。

第七章中第三十九条の五を第五十三条とする。

第三十九条の四第一項中「この法律(この法律に基づく命令を含む。)の規定」を「第二章の規定(当該規定に基づく命令を含む。)」に改め、同条を第五十二条とする。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

二 主務大臣は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第四十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

四 協会の債務保証業務に關し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。

三 協会の債務保証業務に關する調査研究を行うこと。

四 協会の債務保証業務に關し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。

(秘密保持義務)

二 第四十条 支援機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、支援業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務規程)

四十一條 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に關する主務省令で定める事項について業務規程を定め、

第七章を第四章とする。

第三十六条の次に次の二章を加える。

第三章 保証業務支援機関

(指定)

第三十七条 主務大臣は、協会の業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、第三十九条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、保証業務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 協会の債務保証業務 第二十条第一項の業務をいう。以下この条において同じ。)に關する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

四 協会又は銀行その他の金融機関に對して前号の情報の提供を行うこと。

二 協会の債務保証業務 第二十条第一項の業務をいう。以下この条において同じ。)に關する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

三 協会の債務保証業務に關する調査研究を行ふこと。

四 協会の債務保証業務に關し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。

(秘密保持義務)





## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年五月二十日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三  
十八号)の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項第七号中「信託会社又は金融機  
関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年  
法律第四十三号)第一項の認可を受けた金融機  
融機関」を「信託会社又は金融機関の  
信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律  
第四十三号)第一項の認可を受けた金融機  
機関」とし、同項第七号の次に次の三号を加  
える。

## 八 特定金融機関等が特定目的会社等及び信託

会社等に對して行う貸付け(中小企業者の取

引の相手方である事業者に対する売掛金債権

その他の中小企業者の事業により当該中小企

業者が取得する金銭債権として主務省令で定

めるもの(以下「売掛金債権等」という。)又は

これらの信託の受益権について特定目的会社

等が中小企業者からの譲受けを行う場合にお

ける当該特定目的会社等に対する当該譲受け

のために必要な資金及び売掛金債権等につい

て信託会社等が中小企業者からの信託の引受

けを行う場合における当該信託会社等に対す

る当該信託の引受けのために必要な資金の貸

付けに限る。)に係る債務の保証(債務を負担

する行為であつて債務の保証に準ずるものと

含む。)

九 売掛金債権等又はこれららの信託の受益権に

ついて特定目的会社等が中小企業者からの譲

受けを行う場合における当該特定目的会社等

に対する当該譲受けのために必要な資金及び

売掛金債権等又はこれららの信託会社等が中小企業

者からの信託の引受けを行う場合における当

該信託会社等に対する当該信託の引受けのた

めに必要な資金の貸付け

十 特定目的会社等のうち売掛金債権等又はこ

れらの信託の受益権について中小企業者から

の譲受けを行ふことを目的とするもの(以下

この号において「売掛金債権等譲受け会社」とい

う。)の優先株式(その発行の時ににおいて議決

権を使用することができる事項のない株式で  
あつて、剩余金の配当及び残余財産の分配に  
ついて優先的内容を有するものをいう。)及び  
える。

## 優先出資(資産の流動化に関する法律第二条

第五項に規定する優先出資をいう。)の取得並

びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)

第二条第二号に規定する有限責任中間法人に

対する基金の拠出(売掛金債権等譲受け会社に

対する出資を行うために設立される有限責任

中間法人に対するものであつて、当該出資を

するために必要な資金に充てるために行われ

るものに限る。)

第十九条第五項中「及び第五号」を「第五号及

び第八号」に改める。

第二十二条の二第二号及び第二十三条の三第一

項中「及び第五号」を「第五号及び第八号から第

十号まで」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
を「から第八号の三まで」に改める。

別表第二第八号の次に次の二号を加える。

施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第三条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九

年法律第五十七号)の一部を次のように改正す

る。

第三十一条第二項第四号ハ中「及び第六号」を

「第六号及び第八号の二」に改める。

第四十一条第三号中「第九号」を「第八号の二

から第九号まで」に、「若しくは第六号」を「第

六号、第八号の二若しくは第八号の三」に改

め、同条第四号中「及び第七号から第九号まで」

を「第七号、第八号及び第九号」に改める。

第六十四条第一項第五号中「から第八号まで」

を「から第八号の三まで」に改める。

別表第二第八号の次に次の二号を加える。

八の二	八の三
主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人が特定目的会社等及び信託会社等に対する行う貸付け(特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けのために必要な資金の貸付けに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものと含む。)を行うこと。	特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行ふ場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けのために必要な資金の貸付けに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものと含む。)を行うこと。

別表第二の注に次のように加える。

(13)

「特定売掛金債権等」とは、中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の中小企業者の事業により当該中小企業者が取得する金銭債権とする

して主務省令で定めるものをいう。

#### 審査報告書

社会教育法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年六月三日

文教科学委員長 関口 昌一

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであり、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用は要しない。

#### 附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、国民のニーズに応じた学習機会の提供と学習活動の支援に努めるとともに、各地域における

る学習ニーズの継続的な把握、多様な取組に係る情報の収集と提供など、国民の自発的、主体的な学習が担保されるよう配意すること。

二、国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。

また、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるように様々な支援に努めること。

三、生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。

四、公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

五、博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。

六、地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

七、社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

八、社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

右決議する。

者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を開拓できるような環境の醸成に努めること。

社会教育法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十年五月二十七日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

社会教育法等の一部を改正する法律案  
(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「前項」を「第一項」に、「努め

るとともに、「を「努め、及び」に改め、「配慮をする」の下に「とともに、学校、家庭及び地域住

民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行ふに当たっては、国民の学習に対する多様な需

要を踏まえ、これに適切に対応するために必

要な学習の機会の提供及びその奨励を行うこ

とにより、生涯学習の振興に寄与することと

なるよう努めるものとする。

第五条第四号中「その他社会教育に関する施設」を「その他の社会教育施設」に改め、同条第七号中「開催」の下に「並びに家庭教育に関する情報の提供」を加え、同条第八号中「開催及び」を「開催並びに」に改め、同条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同条第十四号中「レクリエーション」を「レクリエーション」





官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二十年六月四日 参議院会議録第二十四号

投票者氏名

中村 哲治君	長浜 博行君	羽田雄一郎君
西岡 武夫君	長谷川憲正君	妃井由美子君
林 久美子君	平山 幸司君	白 真熙君
廣中和歌子君	平田 健二君	平野 達男君
藤末 健三君	平山 幸司君	広田 一君
藤谷 光信君	藤原 正司君	藤田 幸久君
藤原 康江君	前田 武志君	藤本 祐司君
舟山 康江君	増子 輝彦君	藤原 良信君
峰崎 直樹君	松浦 大悟君	前川 清成君
森 ゆうこ君	松野 信夫君	牧山ひろえ君
築瀬 進君	峰崎 直樹君	円 より子君
柳田 稔君	柳田 稔君	水岡 俊一君
蓮 沙織君	山根 隆治君	室井 邦彦君
吉川 纏君	吉川 纏君	森田 高君
荒井 治郎君	青木 青木	柳澤 光美君
秋元 司君	有村 浅野	米長 晴信君
儀崎 繁君	渡辺 横峯	横峯 良郎君
岩城 陽輔君	蓮 勝人君	山下八洲夫君
荻原 みどり君	吉川 幹雄君	柳澤 光美君
岡田 広幸君	青木 青木	米長 晴信君
衛藤 みどり君	有村 浅野	横峯 良郎君
直樹 咸一君	渡辺 横峯	山下八洲夫君
健司君	蓮 勝人君	柳澤 光美君
岡田 光英君	吉川 幹雄君	米長 晴信君
岩城 陽輔君	青木 青木	横峯 良郎君
荻原 みどり君	有村 浅野	山下八洲夫君
岡田 岩永	渡辺 横峯	柳澤 光美君
衛藤 尾辻	蓮 勝人君	米長 晴信君
直樹 咸一君	吉川 幹雄君	横峯 良郎君
健司君	吉川 幹雄君	山下八洲夫君
岡田 秀久君	有村 浅野	柳澤 光美君
岡田 浩美君	渡辺 横峯	米長 晴信君
岡田 一朗君	蓮 勝人君	横峯 良郎君
岡田 一朗君	吉川 幹雄君	山下八洲夫君
加治屋義人君	有村 浅野	柳澤 光美君

岸	加納	時男君	北川イッセイ君	神取	忍君
川口	順子君	昭男君	河合	常則君	
坂本由紀子君	佐藤	正久君	佐藤	正久君	
佐藤	信秋君	佐藤	昭郎君	佐藤	昭郎君
鴻池	祥肇君	鴻池	信秋君	鴻池	信秋君
未松	信介君	未松	信介君	未松	信介君
世耕	弘成君	世耕	弘成君	世耕	弘成君
田村耕太郎君	谷川	秀善君	田村耕太郎君	谷川	秀善君
鶴保	庸介君	鶴保	庸介君	鶴保	庸介君
中川	義雄君	中川	義雄君	中川	義雄君
中山	恭子君	中山	恭子君	中山	恭子君
西島	英利君	西島	英利君	西島	英利君
藤井	孝男君	藤井	孝男君	藤井	孝男君
南野知恵子君	牧野たかお君	南野知恵子君	牧野たかお君	南野知恵子君	牧野たかお君
橋本	聖子君	橋本	聖子君	橋本	聖子君
松村	祥史君	松村	祥史君	松村	祥史君
松山	政司君	松山	政司君	松山	政司君
溝手	顯正君	溝手	顯正君	溝手	顯正君
丸山	和也君	丸山	和也君	丸山	和也君
山内	俊夫君	山内	俊夫君	山内	俊夫君
山田	俊男君	山田	俊男君	山田	俊男君
山本	順三君	山本	順三君	山本	順三君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
荒木	清寛君	荒木	清寛君	荒木	清寛君
浮島とも子君	風間	昶君	一良君	白浜	昶君
遠山					
西田	谷合	義家	弘介君	木庭健太郎君	正明君
実仁君	加藤	魚住裕一郎君	弘介君	加藤	修一君

浜田 昌良君	弘友 和夫君	山口那津男君
松 あきら君	山本 香苗君	山本 孝男君
山下 栄一君	博司君	渡辺 勝士君
山本 博司君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	市田 小池 晃君	紙 智子君
仁比 聰平君	仁比 近藤 正道君	大門実紀史君
近藤 聰平君	渕上 貞雄君	山下 芳生君
川田 龍平君	川田 松下 新平君	福島みづほ君
松下 新平君	又市 征治君	又市 征治君
新平君	山東 昭子君	山東 昭子君
足立 信也君	青木 家西 悟君	○名
浅尾慶一郎君	一川 保夫君	
池口 修次君	岩本 司君	
犬塚 直史君	梅村 敏夫君	
植松恵美子君	小川 尚子君	
小川 勝也君	大石 尚子君	
尾立 源幸君	大石 尚子君	
大石 正光君	大河原雅子君	
大久保 勉君	大久保潔重君	
大島九州男君	大塚 耕平君	
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	
加藤 敏幸君	風間 直樹君	

金子	惠美君	神本美恵子君
龜井	亜紀子君	亀井 郁夫君
川合	孝典君	川上 義博君
川崎	稔君	木俣 佳丈君
北澤	俊美君	工藤堅太郎君
郡司	彰君	小林 正夫君
行田	邦子君	輿石 東君
今野	東君	佐藤 公治君
佐藤	泰介君	下田 櫻井 博一君
自見庄	三郎君	芝 充君
島田	智哉子君	敦子君
主濱	了君	高橋 樹葉賀津也君
鈴木	寛君	鈴木 陽悅君
田中	康夫君	田名部 区省君
高嶋	良充君	千葉 千秋君
武内	則男君	津田 弥太郎君
谷岡	郁子君	外山 斎君
辻	アリイ君	轟木 利治君
徳永	久志君	中谷 正光君
直嶋	泰弘君	友近 聰朗君
中村	正行君	内藤 智司君
西岡	哲治君	長浜 博行君
富岡	由紀夫君	羽田 雄一郎君
那谷屋	正義君	白 眞敷君
直嶋	正行君	姫井 由美子君
中村	武夫君	平野 達男君
長谷川	憲正君	白 一君
林	久美子君	藤田 哲郎君
平田	健二君	福山 幸久君
平山	幸司君	藤本 祐司君
藤谷	健三君	廣中和歌子君
藤末	光信君	藤本 健三君

日程第四 中小企業信用保険法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付)		二二五名	
賛成者氏名		井上 哲士君	市田 忠義君
足立	信也君	青木 愛君	市田 忠義君
浅尾慶一郎君		家西 健君	小池 晃君
池口 修次君		石井 一君	近藤 仁比
一川 保夫君		犬塚 直史君	聰平君
岩本 司君		植松恵美子君	正道君
梅村 聰君		小川 勝也君	福島みづほ君
小川 敏夫君		大石 正光君	山下 芳生君
大石 尚子君		尾立 源幸君	又市 征治君
大河原雅子君		大久保 勉君	川田 龍平君
大久保潔重君		大島九州男君	潤上 貞雄君
大塚 耕平君		岡崎トミ子君	佐藤 市
加賀谷 健君		金子 恵美君	田中 忠義君
川上 義博君		亀井亜紀子君	佐藤 忠義君
木俣 郁夫君		川合 孝典君	佐藤 忠義君
工藤堅太郎君		北澤 稔君	佐藤 忠義君
小林 佳丈君		川崎 俊美君	佐藤 忠義君
輿石 東君		郡司 彰君	佐藤 忠義君
佐藤 公治君		邦子君	佐藤 泰介君

櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	高嶋 千秋君
榛葉賀津也君	田名部匡省君
鈴木 陽悅君	高橋 千秋君
田中 康夫君	千葉 博之君
鈴木 寛君	谷 博之君
高嶋 良充君	千葉 景子君
武内 則男君	津田弥太郎君
谷岡 郁子君	外山 斎君
辻 泰弘君	轟木 利治君
徳永 久志君	友近 聰朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
富岡由紀夫君	中谷 智司君
直鳴 正行君	長浜 博行君
中村 哲治君	羽田雄一郎君
西岡 武夫君	白 真勲君
林 久美子君	姫井由美子君
長谷川憲正君	福山 哲郎君
平田 健二君	藤田 幸久君
平山 幸司君	廣田 一君
廣中和歌子君	前川 清成君
藤原 正司君	牧山ひろえ君
藤末 健三君	藤原 良信君
藤谷 光信君	松井 孝治君
舟山 康江君	円 より子君
前田 武志君	松岡 徹君
森 ゆうこ君	水戸 峰崎
松野 松浦	大悟君
将史君	輝彦君
信夫君	直樹君

官 報 (号 外)

平成二十年六月四日 参議院会議録第二十四号

投票者氏名

## 官 報 (号 外)

石井 準一君	山本 一太君	山本 順三君
泉 信也君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
市川 一朗君	岩城 光英君	磯崎 陽輔君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君	岩城 光英君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君	磯崎 陽輔君
岡田 広君	荻原 健司君	岩城 光英君
加治屋義人君	加納 時男君	衛藤 晟一君
神取 忍君	河合 順子君	岡田 直樹君
河合 常則君	河合 義家君	荻原 健司君
北川イッセイ君	佐藤 魚住裕一郎君	加納 時男君
小泉 昭男君	川口 鮎淵君	河合 順子君
佐藤 昭郎君	岸 信夫君	岡田 直樹君
佐藤 正久君	小池 正勝君	荻原 健司君
椎名 一保君	鴻池 順子君	河合 順子君
鈴木 政二君	佐藤 佐藤君	河合 順子君
関口 昌一君	坂本由紀子君	佐藤 佐藤君
伊達 忠一君	未松 祥肇君	坂本由紀子君
塚田 一郎君	世耕 弘成君	未松 祥肇君
中川 雅治君	田村耕太郎君	田村耕太郎君
中曾根弘文君	谷川 秀善君	谷川 秀善君
二之湯 智君	鶴保 康介君	鶴保 康介君
西田 昌司君	中川 義雄君	中川 義雄君
南野知恵子君	中山 恭子君	井上 哲士君
橋本 聖子君	西島 英利君	紙 智子君
藤井 孝男君	野村 哲郎君	市田 忠義君
牧野たかお君	長谷川大紋君	小池 晃君
松村 祥史君	林 芳正君	仁比 聰平君
松山 政司君	橋本 聖子君	山下 芳生君
丸山 和也君	古川 俊治君	大門実紀史君
溝手 俊夫君	丸川 珠代君	山下 芳生君
山内 俊男君	水落 敏栄君	井上 哲士君
山崎 正昭君	矢野 哲朗君	紙 智子君
山谷えり子君	参議院議長 江田 五月殿	市田 忠義君

インターネット上の違法・有害情報対策と電気通信事業法に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月二十一日

内藤 正光

三 インターネット上の違法情報の発信者の取締り強化の観点から、明確な法律の根拠に基づかず、通信履歴を長期間一律に保存することについて、憲法及び電気通信事業法に規定された通信の秘密保護を図る観点から、政府としてどのように考えるか。

右質問する。

反対者氏名

七名

そこで、以下質問する。

一 電気通信事業法が通信の秘密の保護を規定している趣旨如何。

二 通信の秘密保護を十全とするためには、電気通信事業者が通信履歴を記録・保存することも必要最小限であるべきであると考えるが、政府の見解如何。

一方で、通信履歴は憲法上も通信の秘密として保護されるものであり、その取扱い、例えば犯罪捜査に關係した通信履歴の取扱いなどは慎重に行われるべきである。

そこで、以下質問する。

一 電気通信事業法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

インターネット上の違法・有害情報対策と電気通信事業法に関する質問主意書

昨今、いわゆる学校裏サイトにおいて陰湿ないじめが行われたり、硫化水素の発生方法に関するインターネット上の書き込みを閲覧した者による自殺が多発するなど、インターネット上の違法・有害情報が社会問題となつておる。こういった情

報をインターネット上から削除するとともに、発信者の取締りを行つことが重要であるが、発信者の取締りに当たつては、通信履歴から発信者を特定する必要があり、通信履歴が適切に保存されている必要がある。

一方で、通信履歴は憲法上も通信の秘密として保護されるものであり、その取扱い、例えば犯罪捜査に關係した通信履歴の取扱いなどは慎重に行われるべきである。

そこで、以下質問する。

一 電話、電子メール、インターネット等を用い、自由に通信を行うことが社会生活にとって必要不可欠なものとなつてゐることから、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)において、電気通信事業者等に一定の義務を課し、通信の秘密を保護している。

二 について

電気通信事業者は、電気通信設備の安全性の確保や利用者への課金などのため、通信履歴を記録・保存しているが、通信内容はもちろんのこと、通信履歴についても電気通信事業法第四条に規定する通信の秘密として保護の対象となることから、その漏えい等の危険があることを勘案すれば、通信履歴の記録・保存は必要最小限にとどめるべきと考える。

三 について

犯罪捜査を容易にするため、電気通信事業者の業務に必要な範囲を超えて長期間一律に通信履歴を保存させるべきとの意見があることは承知しているが、通信履歴の保存の在り方も含め、違法情報対策として何が必要かは慎重に検討する必要があると考えている。

平成二十年五月三十日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議員内藤正光君提出インターネット上の違法・有害情報対策と電気通信事業法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(号) 外

市町村の合併に伴う市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年五月二十一日

参議院議長 江田 五月殿 水戸 将史

市町村の合併に伴う市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問主意書

市町村の合併に伴う市街化区域と市街地が

中心の市町村と中山間地域を含む市町村との合併の結果政令指定都市（以下「政令市」という。）となつた市が生まれてきている。都市計画法第七条によれば、政令市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域においては、市街化区域と市街化調整区域との区分（通称「線引き」）を定める「ものとする」とされていることから、政令市においては、合併前の中山間地域を含む市町村の区域においても線引きする「ものとする」となる。

しかしながら、合併前に線引きが行われていない中山間地域の市町村において新たに線引きを行うと、政令市になつたからといって急速に市街化が進むとは限らないにもかかわらず、市街化区域を含む政令市が生まれ、これらの都市計画法第七条の制定当時、広大な中山間地域を含む市町村内の各区域で線引きする「ものとする」となることを想定していたか、見解を示されたい。

三 質問二において、「想定していた場合、「既成市街地」や「近郊整備地帯」と、中山間地の両方を含む政令市の場合に、「市町村内の各地域ごとの事情の違いを踏まえ、一市町村内の複数の都市計画区域ごとに、線引きをする区域としない区域が発生することが認められる場合がある」と考へてよいか、見解を示されたい。

一 成田市のように、「近郊整備地帯」を含む市町村とそれ以外の市町村が合併した場合は、合併前の複数の都市計画区域をそのまま残すことに限り、前述のような問題が発生しないようにしている場合がある。この場合のよう、都市計画法は一市町村内に複数の都市計画区域が定められることを排除していないが、市町村内の各区域ごとの事情の違いを踏まえ、一市町村内の複数の都市計画区域ごとに、線引きをする区域としない区域が発生することが認められる場合がある」と考へてよいか、見解を示されたい。

二 都市計画法第七条の制定当時、広大な中山間地域を含む政令市が生まれ、これらの都市計画法第七条第一項に規定する区域区分（以下単に「区域区分」という。）を定める区域と定めない区域が併存することがある。

御指摘のとおり、一の市町村の区域内に複数の都市計画区域が指定されている場合において、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項に規定する区域区分（以下単に「区域区分」という。）を定める区域と定めない区域が併存することがある。

二から五までについて

都市計画法第七条第一項ただし書の「区域区分を定めるものとする」との規定は、同項各号に掲げる都市計画区域について区域区分を定める義務を課すものであり、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九も法令に違背するものではないと考えてよ

月の政令市施行を目指していると聞いているが、

旧津久井郡のうち旧相模湖町及び旧藤野町（二町併せて一区域）、旧津久井町においてはそれぞれ

都市計画区域が定められており、全て線引きは行

われていない。また、これら旧三町の多くの地域は中山間地域にあり、政令市になつたとしても急

速に都市化が進むとは考えにくいと思われ、この

ことは多くの住民にとって酷と考えられる。

そこで、市町村の合併に伴う線引きについて、以下質問する。

一 成田市のように、「近郊整備地帯」を含む市町村とそれ以外の市町村が合併した場合は、合併前の複数の都市計画区域をそのまま残すことにより、前述のような問題が発生しないようにしている場合がある。この場合のよう、都市計

画法は一市町村内に複数の都市計画区域が定められることを排除していないが、市町村内の各

区域ごとの事情の違いを踏まえ、一市町村内の複数の都市計画区域ごとに、線引きをする区域

としない区域が発生することが認められる場合

があると考へてよいか、見解を示されたい。

二 仮に、前記一の想定をしていなかつた可能性があるにもかかわらず、法令改正をすべきでないとするならば、その合理的理由は何か、見解を示されたい。

参議院議員水戸将史君提出市町村の合併に伴う市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問に対する答弁書

平成二十年五月三十日

参議院議長 江田 五月殿 内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議員水戸将史君提出市町村の合併に伴う

市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問に対する答弁書

由は何か、見解を示されたい。

いか、見解を示されたい。

1 現行の都市計画法の制定当時、政令指定都市が広域の中山間地域を含むようになる

ことを想定していなかつた可能性があるな

らば、合併により政令市になつた場合であつて、旧市町村の都市計画区域が「既成市街地」、「近郊整備地帯」のいずれにも含

まない場合には、線引きをしなくててもよ

いよう法令を改正すべきではないか。な

お、その場合、都市計画法第七条に直接規

定するのが本来であるが、都市計画法施行令第三条を改め、このよつた場合について

は「大都市に係る都市計画区域」に含まれない

ことができるとの但し書きを新たに追加す

るもの一案と考えるが、見解を示された

い。

が、見解を示されたい。

1 仮に、四のよつた法令改正が困難な場合

は、線引きを回避できるよう少なくとも法

令解釈によつて対応すべきではないか。具

体的には、都市計画法第七条は、政令指定

都市の全部又は一部を含む都市計画区域に

おいて、「区域区分を定めるものとする」と

されているが、「定めなければならない」と

はされていない。市町村合併後に政令市と

なつた場合、「既成市街地」、「近郊整備地

帯」のいずれにも含まれない都市計画区域

については、線引きを行わなくとも必ずし

も法令に違背するものではないと考えてよ



# 官 報 (号外)

が完了するのは何年度と予定しているのかも明らかにされたい。

10

転流工の遅れが及ぼす影響

転流工(川の仮バイパストンネルの掘削工事)は二〇〇七年度から工事をはじめて、二

〇〇八年度に完成することになっていると聞く。昨年夏にこの工事は大成建設株式会社が落札したと報道されたが、その後、つい最近まで着工されず、約一年の遅れが生じている。この転流工の工事の遅れがダム完成時期に与える影響を明らかにされたい。

11 付替国道の工事や代替地移転の遅れがもたらすダム本体工事への影響

前記のとおり、付替国道の工事や代替地移転が計画より大幅に遅れる可能性が高いが、これらの遅れは、ダムサイト予定地の河道をふさぐ本格的な本体工事の開始時期に影響を与えることはないのか。

二 八ヶ場ダムの事業費が再度増額される可能性について

1 付替国道の工事費

前述のとおり、付替国道・付替県道の昨年一〇月末段階の工事進捗率は五二パーセントで、あと半分が残っている。一方、八ヶ場ダム建設事業の事業別執行額(予算ベース)をみると、平成十九年度末では付替国道・付替県道は五四億円(付替国道三〇六億円)で、付替国道・付替県道の事業費七八三億円(付替国道四〇八億円)に対する執行率はすでに六六パーセント、付替国道だけの執行率は七五パーセントに達している。付替国道・付替県道の残り半分の工事を残り三四パーセントの

事業費で、また、国道に関しては残りの工事を残り二五パーセントの事業費で終わらせることができるかどうかを明らかにされたい。

12

ダム本体工事費

今回の計画変更案では、ダム本体工事費が大幅に削減されている。しかし、一都四県が

今年一月一〇日にまとめた「都県合同による八ヶ場ダム現地調査報告書」では次のように記されている。「本体掘削等において予想外の地質が現れ、事業費が増加する可能性も残している。」本体掘削等において予想外の地質が現れた場合、本体関係の工事費が増額される可能性があるかどうかを明らかにされたい。

3 東京電力への減電補償

吾妻川には東京電力株式会社の水力発電所がいくつもあって吾妻川の水の大半を使用している。そのため、八ヶ場ダム完成後、ダムに水をためるために、これらの発電所への送水量を大幅に削減する必要がある。八ヶ場ダム予定地付近より下流に在る水力発電所の合計最大出力は約一〇万キロワットもあるから、送水量削減に伴う減電の補償額がかなり大きな金額になることが予想される。この減電補償額はどれほどの金額になるのか、また、その補償金がいつ支払われるのかを明らかにされたい。

4 東京電力への支払い済みの減電補償

前記の「都県合同による八ヶ場ダム現地調査報告書」に、「減電補償については、今までの支払額について説明があり、確認した。」という記述がある。これは、代替地造成に伴う

発電用水トンネルの補強工事の際に減電となつた分の補償であつて、八ヶ場ダム完成後に起きた永続的な減電とは別物と推測されるが、この「減電補償の今までの支払額」の内容を明らかにされたい。

5 間接経費

工期が五年も延長されれば、様々な間接経費が嵩んでいくことは当然予想されるところである。今回の計画変更案では測量試験費は増額されることになったものの、營繕費・宿舎費などの間接経費の増額が見込まれていなのは不可解である。今後これらの間接経費が増額される可能性がないかどうか、今後の見通しを明らかにされたい。

三 川原湯温泉の営業について

1 水没予定地区の生活環境

水没予定地区的住民は、ダム事業の長期化により長い歳月にわたり甚大な被害を蒙つてきおり、ダム事業受け入れ後は工事現場に取り囲まれ、劣悪な生活環境を強いられている。とりわけ、観光業を生業とする川原湯温泉街にとって、周辺の自然環境が破壊されている現状は深刻だと考える。当初の代替地計画において、住民に説明していた代替地への移転時期を示されたい。また、代替地の移転が遅れることにより地元住民が蒙つている被害に対する補償措置をとつてているのかも明らかにされたい。

2 吾妻渓谷へのアクセス

川原湯の打越代替地では、移転が完了する予定の二〇一〇年度から五年間はダム本体工事の喧騒の中で温泉旅館を営業しなければな

らない。温泉旅館の経営で重要な意味を持つのは吾妻渓谷との関係であるが、打越代替地と吾妻渓谷との間は高低差が約一〇〇メートルもある超急斜面である。ダム本体の工事中、打越代替地から吾妻渓谷へアクセスする

歩道がどのように確保されることになつていいのかを明らかにされたい。

3 ダム本体工事中に吾妻渓谷を散策できる範囲

ダム本体工事が始まれば、吾妻渓谷の上流部は工事対象区間となる。群馬県の発電所が付設されることになったので、工事対象区間が広がり、散策できる範囲は狭められることになった。ダム本体工事と発電所設置工事が行われている期間、吾妻渓谷を散策できるのはどの範囲なのかを具体的に示されたい。

4 ダム本体工事費の大削減について

1 ダム本体関係工事費がダム事業費の一〇パーセント以下のダム

今回の計画変更により、ダム本体関係の工事費(貯水池護岸工事と地滑対策を除く)は大幅に削減され、八ヶ場ダム建設事業費四六〇〇億円のわずか九パーセントとなつた。この九パーセントは異常に低い値である。ダム本体関係工事費が全事業費に占める割合がこのように小さいダムは今まであつたのだろうか。今までに作られた直轄ダムや水資源機構ダムの中で、この割合が一〇パーセント以下の大ダムがあれば、その名前と割合を明らかにされたい。

2 長年行つてきた地質調査と最近数年の地質調査との違い

八ヶ場ダムのダムサイト地質調査は長年行

## 官 報 (号 外)

われてきている。ところが、最近数年間に行つた地質調査の結果で、ダムサイト岩盤が比較的良好であるとして、ダム基礎岩盤の掘削量は一四九万立方メートルから六八万立方メートルへと半分以下に、ダム本体のコンクリート量は一六〇万立方メートルへと削減された。数年前まで長年行つてきた地質調査と、岩盤が良好だと判断した最近数年間の地質調査は内容と結果がどうのうに違うのか、その違いを具体的に明らかにされたい。

3 ダムサイト岩盤の評価の仕方  
ダムサイト岩盤が比較的良好であるという判断は、新たな地質調査結果が出たということも、国土交通省によるダムサイト岩盤の評価の仕方が変わったことによる部分が大きいのではないか。もしそうならば、ダムサイト岩盤の評価の仕方がどのように変わったのかを具体的に明らかにされたい。

4 本体掘削等において予想外の地質が現れた場合  
ダムサイト予定地はもともと地質がひどく悪いところであるから、今後、本体掘削等で予想外の地質が現れる可能性が十分にある。

5 ダム本体工事費の大削減で事故が起きた場合の責任  
ダム本体工事費はダムの安全性にかかわるダム事業の要と言ふべきものであつて、それを大幅に削減することがきわめて重大な事柄である。もしそのために将来、取り返しの付

## 五 付替国道について

## 1 国道一四五線の建設年次計画等

付替国道を含む国道一四五線を高規格道路として四車線にする範囲と距離数およびその建設の年次計画を明らかにされたい。

## 2 国道一四五線と付替国道

国道一四五線のうち、付替国道として四車線にする範囲と距離数を明らかにされたい。

3 付替国道の全体事業費も明らかにされたい。  
付替国道の全体事業費は二車線までの分と四車線にする分を分け示されたい。

## 3 付替国道の工事進捗率と事業費執行率

平成一九年度末における付替国道の工事進捗率と事業費執行率を明らかにされたい。なお、この工事進捗率と事業費執行率は二車線と四車線のいずれを前提としているのか明らかにされたい。

## 4 付替国道のトンネル部分と橋脚部分

付替国道のトンネル部分と橋脚部分の名称とその距離数、及びそれぞれの工事進捗率を明らかにされたい。

## 5 付替国道のトンネル部分の四車線化

付替国道のトンネル部分と橋脚部分は現在は二車線であるので、四車線化するためには、トンネルと橋脚をもう一本ずつ造ることが必要である。四車線化のためにトンネルと橋脚をもう一本ずつ造る年次計画を明らかにされたい。

## 6 付替国道の完成予定年度

付替国道二車線及び四車線の完成予定年度

かない事故が起きた場合、誰がその責任を負うのか。責任の所在を明らかにされたい。

を明らかにされたい。また、現実に四車線にすることが可能かどうか、その見通しも明らかにされたい。

## 7 付替国道の用地買収

付替国道の用地買収において四車線分の用地を買収する範囲と距離数と、すでに四車線として四車線にする範囲と距離数およびその建設の年次計画を明らかにされたい。

## 8 付替国道工事の費用負担

付替国道工事の費用の負担割合、すなわち、治水特別会計、道路特別会計、「水源地域対策特別措置法による関係都県」の三つのそれぞれの負担割合を明らかにされたい。

## 9 付替国道の四車線化が困難になった場合

付替国道工事の費用負担のうち、道路特別会計と、「水源地域対策特別措置法による関係都県」の負担割合は四車線にすることを前提に定められていると聞く。四車線にすることが困難となつた場合、この両者の負担割合の前提が変わることになるが、その場合にどのような是正措置がとられるのかを明らかにされたい。

## 右質問する。

内閣総理大臣臨時代理  
参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員大河原雅子君提出ハツ場ダム建設事業の今後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「ダムサイト予定地の河道をふさぐ本格的な本体工事」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、ハツ場ダムの本体となるコンクリートの打設(以下「本体打設」という)は平成二十四年度に開始する予定である。また、本体打設前に実施する河川の転流のための工事の一部である仮排水トンネルの工事は既に着手しており、河川の仮締切の工事は、仮排水トンネルの完成後、天端以下の基礎岩盤の掘削を開始する前に実施する予定である。

## 一の1について

お尋ねの「ダムサイト予定地の河道をふさぐ本格的な本体工事」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、ハツ場ダムの本体となるコンクリートの打設(以下「本体打設」という)は平成二十四年度に開始する予定である。また、本体打設前に実施する河川の転流のための工事の一部である仮排水トンネルの工事は既に着手しており、河川の仮締切の工事は、仮排水トンネルの完成後、天端以下の基礎岩盤の掘削を開始する前に実施する予定である。

## 一の2について

本体打設を開始するまでに、一般国道百四十号の付替道路のうち先行して二車線で完成予定のもの(以下「二車線の付替国道」という)及び東日本旅客鉄道株式会社吾妻線の付替鉄道の付替工事並びに「水没予定地住民の移転」がおおむね完了していることを想定している。

一の3について  
ハツ場ダム建設事業に係る付替道路について、既に完成した区間及び工事に着手している区間の延長とその全体に対する割合は、平成十九年度末現在、二車線の付替国道が約五・七キロメートルで総延長約十・八キロメートルの約五十二パーセント、一般県道林岩下線の付替道路が約四・六キロメートルで総延長約六・九キロメートルの約六十六パーセント、一般県道林長野原線の付替道路が約二・四キロメートルで総延長約三・九キロメートルの約六十二パーセント、一般県道川原煙大戸線の付替道路が約二

百四十メートルで総延長約一・一キロメートルの約二十一パーセントである。

また、ハツ場ダム建設事業に係る付替鉄道について、既に完成した区間及び工事に着手している区間の延長とその全体に対する割合は、平成十九年度末現在、約八・四キロメートルで総延長約十・四キロメートルの約八十一パーセントである。

さらに、ハツ場ダム建設事業に係る代替地については、すべての地区で分譲を開始しており、各地区ごとの分譲を開始している面積とその分譲を予定している全体の面積に対する割合は、平成十九年度末現在、川原畠地区が約六千五百平方メートルで全体面積約六万二千三百平方メートルの約十パーセント、川原湯地区が約九千八百平方メートルで全体面積約九万八千五百平方メートルの約十パーセント、横壁地区が約六千九百平方メートルで全体面積約三万三千八百平方メートルの約二十パーセント、林地区が約五千五百平方メートルで全体面積約七万六千七百平方メートルの約七パーセント、長野原地区が約五千五百平方メートルで全体面積約七万四百平方メートルの約八パーセントである。

#### 一の4について

付替道路のうち、一般国道百四十五号は平成七年度から、一般県道林岩下線及び一般県道林長野原線は平成十一年度から、一般県道川原畠大戸線は平成十六年度から工事に着手している。

#### 一の5及び6について

付替道路については、事業費が大きく工事に期間を要するトンネルや橋梁を先行して整備し

ていることから、一の3について述べた工事の進捗率を考慮しても、二車線の付替国道は平成二十二年度末までに、一般県道林岩下線は平成二十四年度末までに、一般県道川原畠大戸線は平成二十六年度末までに工事が完了すると見込んでいる。

#### 一の7について

お尋ねの「法面崩落事故に対する対策工事」については、崩落が発生した原因及びその対策工法について、現在、調査及び検討を行っているところである。調査及び検討が終了した後速やかに対策工事を実施し、引き続き、川原畠地区を含む一般国道百四十五号の付替工事を進めてまいりたい。

#### 一の8について

川原湯地区の打越の代替地については、大規模な盛土により代替地を造成する箇所（以下「盛土造成箇所」という）であることから、平成十四年度よりダム貯水池に面する法面において沈下量の測定を開始し、平成十九年三月まで継続して沈下量の測定を実施している。住居等を整備する盛土の上面（以下「盛土上面」という）については、盛土施工中に継続して測定を行うこと

が難しいため、盛土上面における測定結果によると打越の代替地の沈下量は収束しておらず、現時点では盛土上面についても沈下に関する問題はないと認識している。

#### 一の9について

また、盛土造成箇所である川原湯地区の大戸

#### 一の9について

代替地については、平成二十一年度末までにおおむね造成が完了する予定であり、造成が完了したものから、順次分譲を開始することとしているものであるが、盛土造成箇所についても踏まえ、分譲開始時期を判断することとしている。

#### 一の10について

また、川原湯地区の打越の代替地のようならム貯水池に面した盛土造成箇所については、分譲開始後でも、盛土上面について、試験湛水が完了するまで沈下量の測定を実施する予定である。

#### 一の11について

さらに、一の2について述べたとおり、平成二十四年度開始予定の本体打設までに、「水没予定地住民の代替地への移転」がおおむね完了していることを想定している。

#### 一の12について

御指摘のように「付替国道の工事や代替地移転が計画より大幅に遅れる」ことにはならないと現時点では考えている。

#### 一の13について

御指摘の「事業別執行額（予算ベース）」の根拠が必ずしも明らかではないが、付替道路は、一の5及び6について述べたとおり、事業費が

#### 二の2について

御指摘の「予想外の地質」がどのようなものか想定しているのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

#### 二の3及び4について

東京電力株式会社への送水量削減に伴う減電補償の見込額及び支払予定期限については、今後、任意による交渉を経て契約に至らなければなりません。そこで、おおむね完了していることを想定している。

#### 二の4について

東京電力株式会社への送水量削減に伴う減電補償の見込額及び支払予定期限については、今後、任意による交渉を経て契約に至らなければなりません。そこで、おおむね完了していることを想定している。

#### 二の5について

お尋ねの「営繩費、宿舎費などの間接経費」については、今後、コスト縮減等に取り組むことにより、増額する必要がないと現時点では考えているところである。

#### 三の1について

お尋ねの「当初の代替地計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十七年七月及び八月に国土交通省関東地方整備局ハツ場ダム工事事務所が実施した第四回意向調査の際に示

した「ハツ場ダム建設に伴う意向調査票(第四回)」においては、代替地の第一期分譲可能予定期を「平成十七年度末」としているところである。

また、お尋ねの「代替地の移転が遅れることにより地元住民が蒙つてはいる被害に対する補償」が何を指すのか必ずしも明らかではない

が、ハツ場ダム建設事業に伴う補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和三十七年六月二十九日閣議決定)に基づき、引き続き実施してまいりたい。

三の2について  
川原湯地区の打越の代替地からダムサイト右岸の天端付近を通過し、ハツ場ダムの本体下流の右岸側で現在の遊歩道に接続する延長約千三百メートルの遊歩道の案を地元住民の方々に提示しているところであり、引き続き詳細について検討してまいりたい。

三の3について  
ハツ場ダムの建設に伴い吾妻渓谷の散策を制限する必要がある範囲については、現在検討を進めているところであり、現時点ではお答えすることは困難であるが、可能な限り工事の影響が小さくなるよう努力してまいりたい。

四の1について  
お尋ねのダム本体関係の工事費(貯水池護岸工事と地滑対策を除く)が何を指すのか必ずしも明らかではないが、現在、国土交通省が管理しているダム及び独立行政法人水資源機構が独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二条第四項に規定する特定施設と

して管理しているダムのうち、貯水池護岸工事及び地滑り対策工事に要する費用を除くダム本体に係る費用が、建設に要した費用の十パーセント以下であつたダムは、現時点で国土交通省において把握している限りでは存在しない。

四の2及び3について  
ハツ場ダムの建設のための地質等の現地調査については、平成十七年度から実施している現在のダムサイトにおける横坑調査により岩盤のせん断強度を確認する等、地質構造の調査精度が向上している。このため、最新の地質調査結果等を踏まえた設計せん断強度及び岩級区分図に関して、平成十九年九月に開催された「第八回ハツ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」において、意見をいただいたところであり、これを踏まえ、国土交通省は、総合的に判断し、岩盤強度の評価を適切に見直しているものである。

また、群馬県吾妻郡長野原町長野原からの同郡東吾妻町松谷までの延長約十・八キロメートルの一般国道百四十五号の付替道路に要する全体事業費は約七百八十六億円と見込んでいる。

五の1及び2について  
お尋ねの「高規格道路」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、地域高規格道路を指すのであれば、一般国道百四十五号のうち地域高規格道路の整備区間として四車線で整備を計画している範囲は、付替道路の整備予定区間内の群馬県吾妻郡長野原町横壁から同郡東吾妻町松谷までの延長約九・四キロメートルの区間であり、平成六年度に事業化し、完成予定時期は未定である。

五の3について  
御指摘の「ダムサイト予定地はもともと地質がひどく悪いところであるから、今後、本体掘削等で予想外の地質が現れる可能性が十分にある」の根拠が必ずしも明らかではないが、地質等の現地調査の結果、ダムサイト予定地の岩盤は、ダムを建設する上で問題がないことを確認している。

区間の延長の割合を、橋梁の工事進捗率は、橋梁の整備予定区間の延長のうち、既に完成している区間及び橋梁上部工に着手している区間の延長の割合を基に算出している。

#### 五の5及び6について

一般国道百四十五号の付替道路については、平成二十二年度末までに二車線での工事を完了し、平成二十三年度当初の供用開始を予定している。四車線化の時期及びトンネル部分と橋梁部分の構造については、二車線での供用開始後、交通の状況に応じて検討することとしており、現時点でお答えすることは困難である。

#### 五の7について

お尋ねの「四車線分の用地を買収する範囲と距離数」は、一般国道百四十五号の付替道路のうち、四車線で整備を計画している区間である群馬県吾妻郡長野原町横壁から同郡東吾妻町松谷までの約九・四キロメートルである。また、お尋ねの「すでに四車線分の用地を買収した範囲と距離数」については、多数の未買収の土地が買収した土地と混在しており、買収が完了した範囲と距離を正確に抽出するためには膨大な作業が必要となることから、お答えすることは困難である。

#### 五の8について

一般国道百四十五号の付替道路に係る費用の負担割合は、社会資本整備事業特別会計治水勘定が約五十九パーセント、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定が約二十七パーセント、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百八十八号）に基づく関係都県負担分が約十四パーセントとなっている。

#### 五の9について

一般国道百四十五号の付替道路については、地域高規格道路の整備区間として四車線で整備を計画しているものであり、現時点では「負担割合の前提が変わることは想定していない。

官 報 (号 外)

平成二十年六月四日 参議院会議録第二十四号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所 〒二東京一〇番四四五  
獨立行政法人 国立印刷局  
電話 03(3587)4294  
定価 本号一部  
(本体 一一〇円)